

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

株式会社武蔵野プリオ
プリオ流山訪問看護ステーション

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止に関する基本的考え方

本事業所では、利用者及び職員等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2. 感染対策委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 本事業所では、感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等へ適切な対応を行うための対策を検討することを目的に、「感染対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置するとともに、感染症防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めます。
- (2) 委員会の運営責任者は、管理者とします。
- (3) 委員会の委員は、管理者、看護師等とします。
- (4) 委員会は、年2回以上開催し、感染症発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。
- (5) 委員会の審議事項は次のとおりとします。
 - ① 事業所内感染対策の立案
 - ② 感染対策に関する職員への情報提供・研修に関する事
 - ③ 感染対策のための指針、マニュアル等の整備・改定に関する事
 - ④ 利用者、職員の感染状況、健康状態の把握
 - ⑤ 感染症の発生時の対応と報告
 - ⑥ 感染症対策実施状況の把握と評価
- (6) 委員会の結果は、全ての職員に議事録を交付または回覧する等、周知徹底を図ります。

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修及び訓練に関する基本方針

- (1) 職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした内容とします。訓練は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内に役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの演習などを実施します。
- (2) 研修及び訓練は、年1回以上実施します。また新規採用時には必ず感染対策のための研修を実施します。
- (3) 研修及び訓練の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保管します。

4. 平常時の感染症対策に関する事項

- (1) 事業所内の衛生管理として、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒など、日々の体調管理に努めます。また、ケアごとの手洗い、手指消毒を徹底し、必要に応じてマスク、手袋、ゴーグル、防護服を着用して適切な方法で対処します。
- (3) 職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を注意深く観察することに留意します。

5. 感染症発生時の対応に関する事項

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を再優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じます。

- (1) 発生状況の把握と対応
 - ① 職員が利用者の健康管理上、感染症を疑ったときは、速やかに利用者との健康状態、症状の有無について把握し、事業所管理者へ報告を行います。
 - ② 感染症の疑いがある利用者には、主治医への相談や医療機関の受診を勧めます。
 - ③ 事業所管理者は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、事業所内の職員に必要な指示を行います。
- (2) 感染拡大の防止
 - ① 発生時は、手洗いや嘔吐物、排泄物等の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払います。
 - ② 全ての職員の健康状態を把握し、症状があつたり感染が疑われる場合には、事業所管理者に報告し、対応について相談します。
 - ③ 事業所がサービス提供している他の利用者の健康状態を把握し、利用者の健康管理に注意を払います。
- (3) 関係機関との連携と行政への報告

利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告して対応を相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者及びその家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

7. その他感染症予防の推進のために必要な事項

感染症予防のために必要な事項について、本指針及び本指針に記載のないもの等、必要に応じて感染対策委員会にて検討し、決定します。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行します。